

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項及び人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号）別記1の第4の規定に基づき、下記のとおり公表する。

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉富地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

区域（地区）名	法人	個人	集落営農（任意組織）
吉富地区	0	11	0

4. 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

本町の農業事情については、土地利用型農業（水稻・麦）が多く、地域の中心となる経営体以外の農業者は、平均0.4ha程の作付面積である。今後、高齢化・後継者の不足等により、地域の中心となる経営体へ農地の集積が見込まれる。また、関係団体等（県・普及指導センター・JA・農業委員会・土地改良区・生産組合長会）と密に連携をとり、さらに、本町認定農業者・担い手農家連絡協議会での意見交換、勉強会や情報提供を行い、今後の農業を持続させていく。併せて、経営体の低コスト化（大型作業機械の導入による作業時間の軽減等）であったり、複合化（花き等）及び高付加価値化（ブランド化・有機農業・無農薬→現在も、赤大根・ブロッコリー・たかな・スイートコーン等のブランド化に向けて取組中）に取り組んでいく。